

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書（案）

国民健康保険制度は、憲法二五条の生存権にもとづき、誰でも平等に医療にかかれる権利を保障する国民皆保険制度の根幹である。しかし、国民健康保険の被保険者は高齢者が多く、加入者一人当たりの医療費が高い一方、低所得者が多いために保険料負担能力は低いという構造的問題を抱えている。

毎年のように国民健康保険料が値上げされた結果、保険料「滞納」世帯は、厚生労働省の調査では昨年六月時点で約三百十二万世帯、本区でも二〇一五年度で三三％を超える深刻な事態である。国保料の高騰の原因は、国庫負担の削減にある。政府は、一九八四年当時、医療費の「四五％」とされていた国保への定率国庫負担を「三八・五％」に引き下げ、その後も、国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止した。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、五〇％から二四・一％（二〇〇八年度）に半減している。

二三区長会が「国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を」求めているように、国民皆保険制度を維持するためには国庫負担の増額は喫緊の課題である。

よって、渋谷区議会は、国会及び政府に対し、国民健康保険に対する国庫負担を増額するよう求める。以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

二〇一七年三月 日

渋谷区議会議長

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣